

# 山形県山辺町

## 企業版ふるさと納税の ご支援をお願いします

山辺町では、企業版ふるさと納税制度を活用し、企業の皆様からの寄附を募集しております。中山間地域に広がる大自然は日本の原風景をつくりだし、訪れる人々の心に癒しを与えてくれます。学校給食費の無償化や高校3年生までの医療費無償化など、子育てに力を入れ、ものづくりでは、

「サマーニット」の発案、技術力と芸術性が世界的に高く評価されている「山形織通」、作り手の想いと自然の恵みが育てる質の高い「農産物」など、高品質な産品を生み出しています。

自然と共生し、教育・子育てを発展させ、高品質なものづくりのまち「山辺町」をより一層魅力的にしていけるために、「企業版ふるさと納税」へのご協力をお願いいたします。



## 1. 企業版ふるさと納税

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国が認定した地方公共団体の地方創生に向けた取組に対して、企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除する仕組みです。

令和2年度には、地方創生の更なる充実・強化に向けて制度が大幅に見直され、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の**約9割が軽減**され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。

### 制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
  - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
- **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要

※ 不交付団体である東京都、不交付団体が三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。  
※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

## 2.山辺町まち・ひと・しごと創生推進計画

### 基本目標

#### <1> 雇用をつくる



#### <2> ひとの流れ（移住）



#### <3> 結婚・出産・子育て



#### <4> 連携・安全安心・その他



## 3.ベネフィット（特典）

ご寄附をいただきました「お礼の気持ち」としてベネフィットをご用意しています。

10万円以上の寄附

● ホームページ及び広報紙での周知

50万円以上の寄附

● ホームページ及び広報紙での周知  
● 報道機関にプレスリリース

100万円以上の寄附

● ホームページ及び広報紙での周知  
● 報道機関にプレスリリース  
● 感謝状の贈呈  
● 町長との懇談及びその様子をSNSで発信

<お問合せ・寄附の申込先>

山辺町美力発信課シティプロモーション係

TEL : 023-667-1110 FAX : 023-667-1112

E-mail : furusato@town.yamanobe.yamagata.jp